

2026 年 9 月 吉日

お客様各位

延岡信用金庫

預金等規定の改定のお知らせ

平素より延岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、関連する預金等規定を下記の通り改訂いたします。

今後も、お客様にご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

- ・令和 8 年 9 月 15 日（火）

2. 対象となる預金等規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・普通預金規定（普通預金無利息型を含む）
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・定期性預金に共通する規定
- ・積立定期預金規定
- ・定期積金規定

3. 改訂内容

- （1）令和 8 年 10 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手の受入れ停止を追加。

4. 各規程の新旧対照表は、以下のとおりです。

【当座勘定規定（一般用）】

改訂前	改定後
第 1 条（当座勘定への受入れ） （1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （略）	第 1 条（当座勘定への受入れ） （1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、令和 8 年 10 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （略）

【普通預金規定（普通預金無利息型を含む）・納税準備預金規定・貯蓄預金規定】

改訂前	改定後
2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （略）	2. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和 8 年 10 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （略）

【定期性に共通する規定・積立式期日指定定期預金規定・定期積金規定】

改訂前	改定後
2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （略）	2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和 8 年 10 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （略）

【積立定期預金規定・通知預金規定】

改訂前	改定後
3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （略）	3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和 8 年 10 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （略）

以上